

女子美術大学大学院学則

(平成6年4月1日施行)

第1章 総則

(目的)

第1条 女子美術大学大学院（以下「本大学院」という）は芸術及びその理論を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について点検及び評価を行う。これについては別に定める。

第2章 組織

(研究科)

第3条 本大学院に美術研究科を置く。

(課程)

第4条 研究科における課程は博士課程とする。

2 博士課程は、これを前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、修士課程として取扱うものとする。

3 博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識と技術を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

このことにより、芸術の新しい動向に対応し得る、確かな原理を体得した専門家、作家、研究者及び教育者を養成する。

4 博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

このことにより、幅広くかつ堅実な方法論をもつ造形理論研究者、作品制作と理論との融合による新たな制作者・教育者及び社会において直ちに指導的役割を果たし得る高度な専門知識・技術を持つ人材を養成する。

(専攻及び学生定員)

第5条 研究科の専攻及び学生定員は次のとおりとする。

研究科名	博士前期課程			博士後期課程		
	専攻名	入学定員	収容定員	専攻名	入学定員	収容定員
美術研究科	美術専攻	35人	70人	美術専攻	3人	9人
	デザイン専攻	15人	30人			
	芸術文化専攻	7人	14人			
	合計	57人	114人		3人	9人

第3章 職員組織

(職員組織)

第6条 本大学院に教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

(研究科長)

第7条 研究科に科長を置く。

第4章 研究科委員会

（研究科委員会）

第8条 研究科に研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会は、学長及び研究科の授業を担当する専任の教授、准教授、講師をもって組織する。
- 3 研究科委員会が必要と認めた場合は、前項に掲げる者以外の者を研究科委員会に出席させて意見を述べさせることができる。
- 4 研究科委員会の招集は学長が行い、研究科長が議長となる。
- 5 研究科委員会に関する規則は別に定める。

（審議事項）

第9条 研究科委員会は次の事項を審議する。

- 一 教授及び研究に関すること
- 二 教育課程及び履修方法に関すること
- 三 主要年中行事及び日程に関すること
- 四 学生の指導及び賞罰に関すること
- 五 入学試験に関すること
- 六 入学、退学、休学、転学、留学、復学及び課程の修了に関すること
- 七 学位に関すること
- 八 各種奨学生に関すること
- 九 学則その他制規に関すること
- 十 教員の人事に関すること
- 十一 その他研究科の運営に関し、重要なこと

第5章 学年、学期及び休業日

（学年）

第10条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学期）

第11条 学年を次の2学期に分ける。

- | | |
|-----|------------------|
| 前 期 | 4月1日から9月30日まで |
| 後 期 | 10月1日から翌年3月31日まで |

（休業日）

第12条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

創立記念日（10月 30日）

春期休業 （4月 1日から4月15日まで）

夏期休業 （7月 11日から9月10日まで）

冬期休業 （12月 25日から翌年1月7日まで）

- 2 学長は研究科委員会の議を経て、前項の休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

第6章 修業年限及び在学年限

（修業年限）

第13条 博士前期課程の標準修業年限は2年とする。

- 2 博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

（在学年限）

第14条 学生は、博士前期課程にあっては4年、博士後期課程にあっては6年を超えて在学することはできない。
ただし、第20条および第21条の規定により入学した者は同条第2項により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第7章 入学

(入学の時期)

第15条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第16条 博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 大学（短期大学を除く）を卒業した者
 - 二 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
 - 三 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者又はこれに準ずる者
 - 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - 五 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - 六 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る）において、修業年限が3年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - 七 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - 八 文部科学大臣の指定した者
 - 九 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
 - 十 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
 - 十一 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者
- 2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- 一 修士の学位又は専門職学位を有する者
 - 二 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - 四 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - 五 文部科学大臣の指定した者
 - 六 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

(入学の出願)

第17条 入学を志願する者は、入学願書に別表第2に定める入学検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

(入学者の選考)

第18条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第19条 前条の選考に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書、身元保証書その他所定の書類を提出するとともに、別表第2に定める入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

（再入学）

第20条 本大学院を退学した者で、本大学院に再入学を志願する者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可された者の、既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

（転入学及び編入学）

第21条 他の大学の大学院から転入学又は編入学を志願する者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。ただし、女子に限らないものとする。

2 前条第2項の規定は本条において準用する。

第8章 教育課程及び履修方法

（授業科目、単位数及び履修方法）

第22条 研究科において開設する授業科目、単位数及び履修方法は別表第1のとおりとする。

（授業の方法）

第22条の2 本学における授業の方法は、講義、演習、実習又は実技とする。

2 前項の授業は、メディアを利用して行うことがある。

（研究指導）

第23条 学生は履修する授業科目の選択及び修士論文又は修士作品（以下「修士論文等」という）あるいは博士論文の作成にあたり、担当教員による指導（以下「研究指導」という）を受けなければならない。

（単位の授与）

第24条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

（他大学院等における授業科目の履修）

第25条 研究科委員会が教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生は当該他大学院の授業科目を履修することができる。

2 前項による修得単位については10単位を超えない範囲で認定する。

（研究指導の委託）

第25条の2 研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生に他大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けさせることができる。

（既修得単位の認定）

第26条 研究科委員会が教育上有益と認めるときは、本大学院に入学する前に大学院において修得した授業科目の単位を本大学院において修得したものとして、認めることができる。ただし、この認定に関連して修業年限の短縮は行わない。

2 前項による修得単位については10単位を超えない範囲で認定する。

（他専攻及び学部開設科目の履修）

第27条 研究科委員会が必要を認めた場合、他の専攻の授業科目又は学部の授業科目及び単位を修得することができる。

（学習の評価）

第28条 試験等の評価は、S・A・B・C・Dをもって表わし、C以上を合格とする。

第9章 休学、転学、留学及び退学

（休学）

第29条 疾病その他特別な理由により2ヵ月以上修学することのできない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

（休学期間）

第30条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を超えない範囲内において休学期間の延長を許可、又は命ずることができる。

2 休学期間は通算して2年を超えることができない。

3 休学期間は、第14条の在学期間には算入しない。

（復学）

第31条 休学期間が満了した翌日に復学するものとする。

2 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。ただし、復学の時期は学期の始めとする。

（転学）

第32条 他の大学院等への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

（留学）

第33条 外国の大学院等において学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第36条の在学期間に含めることができる。ただし、その期間は1年以内とする。

3 第25条第2項の規定は、外国の大学院へ留学する場合に準用する。

4 留学に関する規則は別に定める。

（退学）

第34条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

（措置による退学）

第35条 次の各号の一に該当する者は、研究科委員会の議を経て、学長が退学の措置を講ずる。

- 一 第14条に定める在学年限を超えた者
- 二 第30条第2項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- 三 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 四 長期間にわたり行方不明の者

第10章 課程の修了及び学位等

（博士前期課程の修了要件）

第36条 本大学院博士前期課程に2年（第20条、第21条各1項の規定により入学した者については、それぞれ第2項により定められた在学すべき年数、また第33条第2項による期間を含む年数）以上在学し、別に定めるところにより、32単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文等についての審査及び最終試験に合格したときは、研究科委員会の議を経て、学長が課程の修了を認定する。

（博士後期課程の修了要件）

第36条の2 博士前期課程を修了後、博士後期課程に3年（第20条、第21条各1項の規定により入学した者については、それぞれ第2項により定められた在学すべき年数、また第33条第2項による期間を含む年数）以上在学し、別に定めるところにより、10単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文についての審査及び最終試験に合格したときは、研究科委員会の議を経て、学長が課程の修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、極めて優れた研究業績を上げたとして研究科委員会が認めた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

（学位の授与）

第37条 本大学院の博士前期課程を修了した者には修士（美術）の学位を、博士後期課程を修了した者には博士（美術）の学位を授与する。

2 本大学院の博士後期課程を経ない者であっても本学学位規程の定めるところにより、博士論文を提出し、その審査及び試験に合格し、かつ、本大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有すると認められた者についても第1項の博士の学位を授与することができる。

3 学位に関する規則は別に定める。

（教員免許状の取得）

第38条 高等学校及び中学校の教員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に規定する科目及び単位数を修得しなければならない。

（教員免許状の種類）

第39条 本大学院において取得することのできる教員免許状の種類は次のとおりとする。

研究科・専攻		高等学校教諭 専修免許状	中学校教諭 専修免許状
美術研究科	美術専攻	美術 工芸	美術
	デザイン専攻	美術 工芸	美術
	芸術文化専攻	美術 工芸	美術

（学芸員資格の取得）

第40条 博物館学芸員の資格を取得しようとする者は、博物館法及び同法施行規則に定めるところにより、学部において開設する博物館に関する科目及び単位を修得しなければならない。

第11章 賞罰

（表彰）

第41条 学生として表彰に値する行為があった者は、研究科委員会の議を経て、学長が表彰する。

（懲戒）

第42条 本大学院の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、研究科委員会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。

二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。

三 正当な理由がなくて出席常でない者。

四 本大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者。

第12章 研究員、研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

（研究員）

第43条 本大学院において、特定の専門事項について研究を希望する者がいるときは、研究科委員会の議を経て研究員として受入れることがある。

2 その他研究員に関する規則は別に定める。

（研究生）

第43条の2 本大学院において、特定の専門事項について研究することを志願する者がいるときは、当該研究科の教育研究に支障のない場合に関し、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生を志願することのできる者は、大学院博士前期課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

- 3 研究期間は1年とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。
- 4 その他研究生に関する規則は別に定める。

(科目等履修生)

第44条 本大学院において特定の授業科目の履修を志願する者があるときは、当該研究科の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として履修を許可することができる。

- 2 科目等履修生で履修科目の試験に合格したものには単位を与えることができる。
- 3 その他科目等履修生に関する規則は別に定める。

(特別聴講学生)

第44条の2 他の大学院の学生で、本大学院の授業科目を履修することを希望する者があるときは、当該他大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

- 2 その他特別聴講学生に関する規則は別に定める。

(研究員等の入学資格)

第44条の3 研究員、研究生、科目等履修生及び特別聴講学生として本学大学院に入学できる者は、女子に限らないものとする。

(外国人留学生)

第45条 外国人で、大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本大学院入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

- 2 その他外国人留学生に関する規則は別に定める。

第13章 検定料、入学料、授業料その他の費用

(検定料等の額)

第46条 検定料、入学料、授業料等の額は、別表第2に定めるとおりとする。

(授業料等の納付)

第47条 授業料、実習料、施設設備料、維持費は年額の2分の1ずつを2期に分けて納付するものとする。ただし、前期分納付時に、後期分も併せて納付することができる。

前期納期 4月10日

後期納期 10月 5日

- 2 第1項以外の費用は、全額を4月10日までに納付するものとする。
- 3 特別な事情のあると認められる者については延納を認めることがある。

(転学、退学等の場合の授業料)

第48条 転学、退学した者については、在籍していた期までの授業料等を徴収する。ただし、第35条第三号又は第四号により退学の措置を講じられた者については、この限りではない。

- 2 停学期間中の授業料等は徴収する。

(休学の場合の在籍料)

第49条 休学を許可され、又は命ぜられた者については、在籍料として授業料相当額の4分の1を徴収する。

- 2 在籍料の減免措置については、別に定める。

(研究生、科目等履修生の授業料等)

第50条 研究生及び科目等履修生の授業料等については別表第2に定めるとおりとする。

(納付した授業料等)

第51条 納付した検定料、入学料及び授業料等は原則として返還しない。

第14章 公開講座

(公開講座)

第52条 本大学院は社会人の生涯学習に寄与し、文化の向上に資するため、公開講座等を開設することができる。

第15章 補則

(女子美術大学学則の準用)

第53条 本学則に定めるもののほか、大学院学生等に関し必要な事項は、女子美術大学学則、学部学生に関する諸規程を準用する。

付 則

- 1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この学則の改廃は研究科委員会の議を経て理事会が決定する。
- 3 この学則は、平成8年4月1日から施行する。なお、平成7年度以前に入学した学生には、第48条を除き、従前の学則を適用する。
- 4 この学則は、平成9年4月1日から施行する。なお、平成8年度以前に入学した学生には、従前の学則を適用する。
- 5 この学則は、平成10年4月1日から施行する。なお、平成9年度以前に入学した学生には、従前の学則を適用する。
- 6 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 7 平成13年3月31日現在在籍する者については、第46条、第49条を除き従前の学則によるものとする。

付 則

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成14年3月31日現在在籍する者については、第28条及び第46条を除き従前の学則によるものとする。

付 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年3月31日現在在籍する者については、従前の学則を適用する。

付 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年3月31日現在在籍する者については、従前の学則を適用する。

付 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日現在在籍する者については、従前の学則を適用する。

付 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日現在在籍する者については、従前の学則を適用する。

付 則

この学則は、平成19年6月1日から施行する。

付 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日現在在籍する者については、従前の学則を適用する。

付 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日現在在籍する者については、従前の学則を適用する。

付 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日現在在籍する者については、従前の学則を適用する。

付 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月31日現在在籍する者については、従前の学則を適用する。

付 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日現在在籍する者については、従前の学則を適用する。

付 則

- 1 この学則は、令和2年5月1日から施行する。

付 則

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この学則は令和6年4月1日から施行する。なお、令和5年度以前に入学した学生には、従前の学則を適用する。

付 則

- 1 この学則は令和6年5月1日から施行する。

付 則

- 1 この学則は令和7年4月1日から施行する。

別表第 1

美術研究科美術専攻（博士前期課程）

授業科目の名称		単位数		備考
		必修	選択	
研究指導科目	洋画創作研究Ⅰ		8	
	洋画創作研究Ⅱ		8	
	日本画創作研究Ⅰ		8	
	日本画創作研究Ⅱ		8	
	版画創作研究Ⅰ		8	
	版画創作研究Ⅱ		8	
	工芸創作研究Ⅰ		8	
	工芸創作研究Ⅱ		8	
	立体芸術創作研究Ⅰ		8	
	立体芸術創作研究Ⅱ		8	
共通実技科目	芸術創作応用Ⅰ		2	
	芸術創作応用Ⅱ		2	
	海外芸術プログラム		2	
研究関連科目	洋画表現技法演習		2	
	洋画材料・技法演習		2	
	日本画表現技法演習		2	
	日本画材料・技法演習		2	
	絵画材料・技法演習		2	
	版画表現技法演習		2	
	版画材料・技法演習		2	
	染織素材・技法演習		2	
	染織品保存修復演習Ⅰ		2	
	染織品保存修復演習Ⅱ		2	
	陶素材・技法演習		2	
	ガラス表現素材演習		2	
	立体芸術表現技法演習		2	
	立体芸術材料・技法演習		2	

授業科目の名称		単位数		備考
		必修	選択	
共通理論科目	造形芸術原論		2	
	アート&ビジネス論特講		2	
	デザイン原論特講Ⅰ		2	
	デザイン原論特講Ⅱ		2	
	デザイン史特講		2	
	色彩文化論特講		2	
	色彩工学特講Ⅰ		2	
	色彩工学特講Ⅱ		2	
	日本美術史特講A		2	
	日本美術史特講B		2	
	アジア美術史特講		2	
	西洋美術史特講A		2	
	西洋美術史特講B		2	
	近現代日本美術史特講		2	
	現代芸術特講A		2	
	現代芸術特講B		2	
	伝統と創造		2	
	言語とアートA		2	
	言語とアートB		2	
	図とアート		2	
	現代文化論		2	

1. 1 研究領域を選択の上、研究指導科目から 16 単位を修得すること。
2. 共通理論科目から 8 単位以上修得すること。
3. 共通実技科目、研究関連科目、共通理論科目から 16 単位以上修得すること。
4. デザイン専攻及び芸術文化専攻の研究関連科目を履修し、修得した単位は修了のために必要な単位に加入することができる。

美術研究科デザイン専攻（博士前期課程）

授業科目の名称		単位数		備考
		必修	選択	
研究指導科目	ヒーリング研究Ⅰ		8	
	ヒーリング研究Ⅱ		8	
	メディア研究Ⅰ		8	
	メディア研究Ⅱ		8	
	ファッションテキスタイル研究Ⅰ		8	
	ファッションテキスタイル研究Ⅱ		8	
	アートプロデュース研究Ⅰ		4	
	アートプロデュース研究Ⅱ		4	
	キュレーション研究Ⅰ		4	
	キュレーション研究Ⅱ		4	
	ヴィジュアルデザイン研究Ⅰ		8	
	ヴィジュアルデザイン研究Ⅱ		8	
	プロダクトデザイン研究Ⅰ		8	
	プロダクトデザイン研究Ⅱ		8	
	環境デザイン研究Ⅰ		8	
	環境デザイン研究Ⅱ		8	
共通実技科目	芸術創作応用Ⅰ		2	
	芸術創作応用Ⅱ		2	
	海外芸術プログラム		2	
研究関連科目	アウェアネス演習		2	
	ヒーリングデザイン演習		2	
	インタラクティブ空間演習		2	
	情報メディア演習		2	
	メディアコミュニケーション特論Ⅰ		2	
	メディアコミュニケーション特論Ⅱ		2	
	繊維衣服表現演習Ⅰ		2	
	繊維衣服表現演習Ⅱ		2	
	アートプロデュース演習Ⅰ		2	
	アートプロデュース演習Ⅱ		2	
	画像研究演習		2	
	コミュニケーションデザイン演習		2	
	デザイン素材演習		2	
	形態研究演習		2	
	空間構造演習		2	

授業科目の名称		単位数		備考
		必修	選択	
共通理論科目	造形芸術原論		2	
	アート&ビジネス論特講		2	
	デザイン原論特講Ⅰ		2	
	デザイン原論特講Ⅱ		2	
	デザイン史特講		2	
	色彩文化論特講		2	
	色彩工学特講Ⅰ		2	
	色彩工学特講Ⅱ		2	
	日本美術史特講A		2	
	日本美術史特講B		2	
	アジア美術史特講		2	
	西洋美術史特講A		2	
	西洋美術史特講B		2	
	近現代日本美術史特講		2	
	現代芸術特講A		2	
	現代芸術特講B		2	
	伝統と創造		2	
	言語とアートA		2	
	言語とアートB		2	
	図とアート		2	
	現代文化論		2	

1. 研究領域を選択の上、研究指導科目から16単位を修得すること。
2. 共通理論科目から8単位以上修得すること。
3. 共通実技科目、研究関連科目、共通理論科目から16単位以上修得すること。
4. 美術専攻及び芸術文化専攻の研究関連科目を履修し、修得した単位は修了のために必要な単位に加入することができる。

美術研究科芸術文化専攻（博士前期課程）

授業科目の名称		単位数		備考
		必修	選択	
研究 指導 科目	色彩学研究Ⅰ		4	
	色彩学研究Ⅱ		4	
	色彩学特殊研究 A		4	
	色彩学特殊研究 B		4	
	美術史研究Ⅰ		4	
	美術史研究Ⅱ		4	
	芸術表象研究Ⅰ		4	
	芸術表象研究Ⅱ		4	
	美術文化特殊研究 A		4	
	美術文化特殊研究 B		4	
	美術教育研究Ⅰ		4	
	美術教育研究Ⅱ		4	
	美術教育特殊研究 A		4	
	美術教育特殊研究 B		4	
共通 実技 科目	芸術創作応用Ⅰ		2	
	芸術創作応用Ⅱ		2	
	海外芸術プログラム		2	
研究 関 連 科 目	色彩管理演習		2	
	色彩実験・調査演習		2	
	視覚工学演習		2	
	視覚デザイン演習		2	
	保存修復論 A		2	
	保存修復論 B		2	
	鑑定分析論		2	
	文芸創作演習		2	
	芸術表象特講Ⅰ		2	
	芸術表象特講Ⅱ		2	
	社会芸術プログラム		2	
	美術教育基礎演習		2	
	デザイン教育基礎演習		2	
	美術教育論特講 A		2	
	美術教育論特講 B		2	
	映像メディア教育特論		2	

授業科目の名称		単位数		備考
		必修	選択	
共通理論科目	造形芸術原論		2	
	アート&ビジネス論特講		2	
	デザイン原論特講Ⅰ		2	
	デザイン原論特講Ⅱ		2	
	デザイン史特講		2	
	色彩文化論特講		2	
	色彩工学特講Ⅰ		2	
	色彩工学特講Ⅱ		2	
	日本美術史特講 A		2	
	日本美術史特講 B		2	
	アジア美術史特講		2	
	西洋美術史特講 A		2	
	西洋美術史特講 B		2	
	近現代日本美術史特講		2	
	現代芸術特講 A		2	
	現代芸術特講 B		2	
	伝統と創造		2	
	言語とアート A		2	
	言語とアート B		2	
	図とアート		2	
	現代文化論		2	

1. 1 研究領域を選択の上、研究指導科目から 16 単位を修得すること。
2. 共通理論科目から 8 単位以上修得すること。
3. 共通実技科目、研究関連科目、共通理論科目から 16 単位以上修得すること。
4. 美術専攻及びデザイン専攻の研究関連科目を履修し、修得した単位は修了のために必要な単位に加入することができる。

美術研究科美術専攻（博士後期課程）

授業科目の名称	授 業 を 行 う 年 次	単位数又は時間数			備 考
		必修	選択	自由	
造形研究計画演習	1	4			2 科目 4 単位選択必修
造形理論特別研究Ⅰ	1・2		2		
造形理論特別研究Ⅱ	1・2		2		
造形理論特別研究Ⅲ	1・2		2		2 単位選択必修
美術特殊研究	1・2		2		
デザイン特殊研究	1・2		2		
芸術文化特殊研究	1・2		2		修了のためには必修および選択必修科目をあわせて 10 単位以上修得し、かつ研究指導を受けた上、博士論文についての審査並びに最終試験に合格しなければならない。
美術研究指導	1～3				
デザイン研究指導	1～3				
芸術文化研究指導	1～3				

別表第2

入学料・授業料および検定料その他
博士前期課程

項 目		金 額	備 考
入 学 料 (初年度のみ)		220,000 円	本学芸術学部、併設短大卒業生の入学料は半額とする。
授 業 料 (年 額)		1,004,000 円	
施設設備料 (年 額)		360,000 円	
維 持 費 (年 額)		50,000 円	
実 習 料 (年 額)		30,000 ～58,000 円	
入学検定料		30,000 円	本学園卒業・修了・在学生の検定料は半額とする。
科 目 等 履 修 生 履 修 料 (1 単 位)	講 義	19,100 円	「実技実習」を履修する者は必要な実習料を徴収する。
	演 習	27,900 円	
	実技実習	34,200 円	
	入学検定料	5,000 円 (3,000 円)	入学検定料の () 内の金額は本学園卒業生に適用する。
研 究 生 授 業 料 等	入 学 料	100,000 円	本学大学院修了者の入学料は半額とする。
	授 業 料 (年 額)	737,800 円	
	実 習 料 (年 額)	30,000 ～58,000 円	
	入学検定料	10,000 円	

博士後期課程

項 目		金 額	備 考
入 学 料 (初年度のみ)		130,000 円	本学大学院博士前期課程修了者の入学科、施設設備料及び維持費は徴収しない。
授 業 料 (年 額)		695,000 円	
施設設備料 (年 額)		180,000 円	
維 持 費 (年 額)		25,000 円	
入学検定料		30,000 円	本学園卒業・修了・在学生の検定料は半額とする。
研 究 生 授 業 料 等	入 学 料	100,000 円	本学大学院修了者の入学科は半額とする。
	授 業 料 (年 額)	518,000 円	
	入学検定料	10,000 円	

女子美術大学大学院学則 別表第2 入学料・授業料および検定料その他

(新)
博士後期課程
(令和6年度)

項 目		金 額	備 考
入 学 料 (初年度のみ)		130,000 円	本学大学院博士前期課程修了者の入学料、施設設備料及び維持費は徴収しない。
授 業 料 (年 額)		695,000 円	
施設設備料 (年 額)		<u>190,000 円</u>	
維 持 費 (年 額)		<u>30,000 円</u>	
入学検定料		30,000 円	本学園卒業・修了・在学生の検定料は半額とする。
研 究 生 授 業 料 等	入 学 料	100,000 円	本学大学院修了者の入学料は半額とする。
	授 業 料 (年 額)	518,000 円	
	入学検定料	10,000 円	

女子美術大学大学院学則 別表第2
 入学料・授業料および検定料その他
 (新)
 博士前期課程

項 目		金 額	備 考
入 学 料 (初年度のみ)		220,000 円	本学芸術学部、併設短大卒業生の入学料は半額とする。
授 業 料 (年 額)		1,004,000 円	
施設設備料 (年 額)		380,000 円	
維 持 費 (年 額)		60,000 円	
実 習 料 (年 額)		30,000 ～58,000 円	
入学検定料	特別選抜 (外国人留学生) 以外	30,000 円	本学園卒業・修了・在学生、本学芸術学部併願した場合、または本学大学院に複数回出願した場合の入学検定料は半額とする。
	特別選抜 (外国人留学生)	50,000 円	
科 目 等 履 修 生 履 修 料 等 (1 単 位)	講 義	19,100 円	「実技実習」を履修する者は必要な実習料を徴収する。
	演 習	27,900 円	
	実技実習	34,200 円	
	入学検定料	5,000 円 (3,000 円)	入学検定料の()内の金額は本学園卒業生に適用する。
研 究 生 授 業 料 等	入 学 料	100,000 円	本学大学院修了者の入学料は半額とする。
	授 業 料 (年 額)	737,800 円	
	実 習 料 (年 額)	30,000 ～58,000 円	
	入学検定料	10,000 円	

女子美術大学大学院学則 別表第 2
 入学料・授業料および検定料その他
 (旧)
 博士前期課程

項 目		金 額	備 考
入 学 料 (初年度のみ)		220,000 円	本学芸術学部、併設短大卒業生の入学料は半額とする。
授 業 料 (年 額)		1,004,000 円	
施設設備料 (年 額)		380,000 円	
維 持 費 (年 額)		60,000 円	
実 習 料 (年 額)		30,000 ～58,000 円	
入学検定料		30,000 円	本学園卒業・修了・在学生の検定料は半額とする。
科 目 等 履 修 生 履 修 料 等 (1 単 位)	講 義	19,100 円	「実技実習」を履修する者は必要な実習料を徴収する。
	演 習	27,900 円	
	実技実習	34,200 円	
	入学検定料	5,000 円 (3,000 円)	入学検定料の()内の金額は本学園卒業生に適用する。
研 究 生 授 業 料 等	入 学 料	100,000 円	本学大学院修了者の入学料は半額とする。
	授 業 料 (年 額)	737,800 円	
	実 習 料 (年 額)	30,000 ～58,000 円	
	入学検定料	10,000 円	